

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

(令和3年5月15日時点)

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援					
生活資金に困っている	1	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	感染症の影響により収入が減少した世帯	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金などの特例貸付(上限20万円)を実施(～令和3年6月末) 	社会福祉協議会 ☎ 35-0294
	2	福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	感染症の影響により生計を維持することが困難になった方	<ul style="list-style-type: none"> 他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)(～令和3年6月末) 	福祉課 ☎ 35-3139
	3	高等教育就学支援新制度・貸与型奨学金【国】	家計が急変した家庭の学生	<ul style="list-style-type: none"> 学費などの家計を支援 	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
	4	住居確保給付金【国】	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	<ul style="list-style-type: none"> 住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 家賃相当額を原則3カ月間支給 	市福祉サービス総合相談支援センター ☎ 35-3002
	5	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	令和2年4月から令和3年6月までの間に、事業主の指示により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当の一部を給付 支給額：休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限額あり)×休業実績 国の休業支援金・給付金を活用する場合において、当該労働者の休業前の1日あたりの平均賃金額に休業実績の日数を乗じて得た額と国の支援金・給付金との差額(自己負担分)を全額補助 	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 雇用・産業創出課 ☎ 35-3182
	6	県営住宅による支援【県】	県営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払が困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 	県営住宅供給公社 ☎ 0584-81-8503
	7	市営住宅による支援【市】	市営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 	建築住宅課 ☎ 35-3176
新型コロナウイルスに感染したら	8	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	感染症にかかった方	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の入院医療費の自己負担をすべて公費負担 	厚生労働省
	9	国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の給付【国・市】	給与等の支払いを受けている国保および後期高齢加入者で感染症にかかった方または疑いのある方で仕事を休んだ方	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 手当金額：直近3カ月の一日当たり平均給与額等額の2/3×対象日数 	市民課 ☎ 35-3003
子どもがいる方のために	10	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯分)【国】	児童扶養手当の受給資格がある世帯など	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 ※令和3年4月分の児童扶養手当受給者(5月7日支給済) 	子育て支援課 ☎ 35-3140
納税等の特例	11	自動車税の軽減措置の延長【県】	自家用乗用車を取得される方	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎ 33-1111

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎ 36-0024)にお問い合わせください